

奈良県選挙管理委員会告示第二十七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票を取り扱う施設として次のとおり指定した。

令和五年八月二十九日

奈良県選挙管理委員会

委員長 森本俊一

名 称	所 在 地
ぽれぽれケアセンター青山	奈良市青山四丁目三一三